建設工事設計変更等取扱要領の運用方針及び留意事項

第３条　協議等の取扱い

１　工事打合せ簿の取扱い

（１）工事打合せ簿の様式は土木工事施工管理ハンドブック「８ 各種様式集」を参照すること。

（２）工事打合せ簿の記載例は別紙１、別紙２を参照すること。

（３）発注者は、請負代金額の増減を伴う協議等の場合、工事打合せ簿に概算増減額を明示すること。

（４）工事打合せ簿は、正本を発注者、副本を受注者が保管すること。

（５）発注者は、整理表等により設計変更の経緯、増減額を把握できるようにしておくこと。

２　受注者発議の協議等の取扱い

受注者発議による協議等の、受付から回答までの取扱いは次の各号によること。

（ア）受注者発議による協議等は、工事担当課の課長補佐又は主任監督員が受付すること。

（イ）回答を要する協議等を受け付けた工事担当課の課長補佐又は主任監督員は、受付後直ちにその旨を総括監督員に報告するとともに一般監督員等に回答方針を指示し、事務処理状況の進捗を管理すること。

なお、回答を[廃止]監督員に報告する必要はない。

３　現場指示票の取扱

発注者は、災害発生[廃止]者の承認前に、「現場指示票」（別紙様式）

ただし、指示後は速[廃止]やし、承認権者の事後承諾を受けて施行する

第５条　契約変更の取
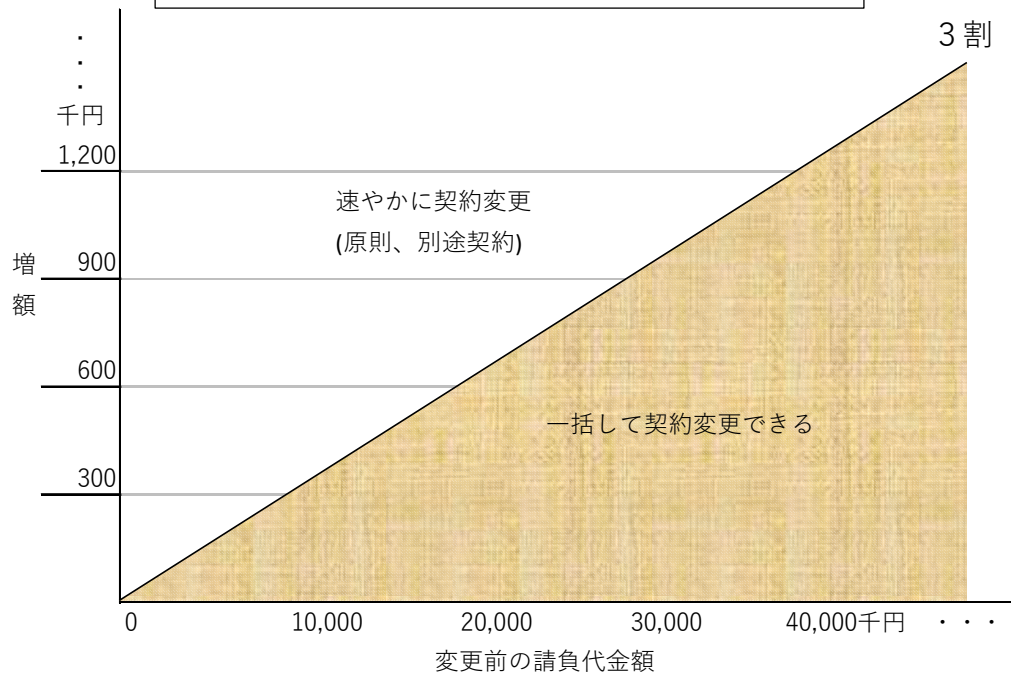
工事目的物を変更、[廃止]金額に関係なく、その都度契約変更する必